

学校法人仙台北学園役員の報酬等に関する規程

第一章 総則

第1条（趣旨）

本規程は学校法人仙台北学園（以下「学園」という）の役員報酬及び退任慰労金並びに旅費について定めるものとする。

第二章 報酬

第2条（報酬の区分）

常時勤務を要する役員（以下「常勤役員」という）の報酬は常勤役員年間報酬とする。

- 2 常勤役員以外の役員又は学園教職員の身分を有する兼務役員（以下「非常勤又は兼務役員」という）の報酬は非常勤又は兼務役員年間報酬とする。但し、学園内外を問わずその帰属する職責等により特別の事情がある場合は無報酬とすることができる。

第3条（報酬の支払）

本規程に基づく報酬はその全額を12ヶ月以上の希望する月数で除算し、通貨により月額単位で直接役員に支払う。但し、法令に基づき報酬の一部を控除して支払うことができる。

- 2 役員から申し出があった場合においては、役員が希望する金融機関等の本人名義の口座へ振込みによって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は報酬には含まれない。

第4条（報酬の締切日及び支払日）

報酬は当月16日から起算し、翌月15日に締め切って計算し、翌月末日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

第5条（日割計算）

月の中で新たに役員に任命されたとき、又は役員が離職したときの当月分の報酬については、日割計算により算出し支払う。但し、役員が死亡したときの当月分報酬についてはその全額を支払う。

- 2 前項の日割計算は学園関係諸規程に準じて行うものとする。

第6条（端数の取扱い）

本規程による計算において、報酬の額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

第7条（常勤役員年間報酬）

常勤役員の年間報酬は次のとおり支払うことができる。その区分は理事長が決定するものとする。但し、特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

- | | | |
|----------|-----|------------------|
| (1) 理事長 | (一) | 25,800,000円 |
| | (二) | 23,400,000円 |
| | (三) | 21,000,000円 |
| | (四) | 18,600,000円 |
| | (五) | 16,200,000円 |
| | (六) | 13,800,000円 |
| | (七) | 11,400,000円 |
| | (八) | 10,800,000円 |
| | (九) | 理事会において報酬金額を決定する |
| (2) 専務理事 | (一) | 16,200,000円 |
| | (二) | 13,800,000円 |
| | (三) | 11,400,000円 |
| | (四) | 10,800,000円 |
| | (五) | 理事会において報酬金額を決定する |
| (3) 理事 | (一) | 10,800,000円 |
| | (二) | 9,000,000円 |
| | (三) | 7,200,000円 |
| | (四) | 5,400,000円 |
| | (五) | 4,800,000円 |
| | (六) | 3,600,000円 |
| | (七) | 2,400,000円 |
| | (八) | 1,200,000円 |
| | (九) | 理事会において報酬金額を決定する |

第8条（非常勤又は兼務役員年間報酬）

非常勤又は兼務役員の年間報酬は次のとおり支払う場合があり、その区分は理事長が決定するものとする。但し、特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

- | | | |
|-------|-----|------------|
| 理事・監事 | (一) | 4,800,000円 |
| | (二) | 3,600,000円 |
| | (三) | 2,400,000円 |

(四) 1, 200, 000円

(五) 理事会において報酬金額を決定する

第9条（報酬の不払い及び一時差し止め）

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は本規定にかかわらず、役員報酬は支払わない。
 - (1) 学園寄附行為第11条の規定に基づく解任の処分を受けた者。
 - (2) 離職した者（前号に掲げる者を除く）で、その離職日から当該支払日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者。
 - (3) 次項第1号の規定により役員報酬の支払いを一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く）で、その者の在職期間中の行為に係る民事事件に関し全面的に敗訴した者又は刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には本規定にかかわらず、役員報酬の支払いを一時差し止めることができる。
 - (1) 離職日から当該支払日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る民事事件又は刑事事件に関しその者が起訴をされ、その判決が確定していない場合。
 - (2) 離職日から当該支払日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る民事事件に関しその者から聴取した事項、調査により判明した事実に基づきその者に故意による過失、共謀、共同不法行為等があると思料するに至った場合又は刑事事件に関しその者が逮捕された場合、その者から聴取した事項、調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合。

- 3 一時差し止める処分を受けた者に対し、その後に判明した事実又は生じた事情に基づき、役員報酬の支払を差し止める必要がなくなったと認められる場合は、当該処分を取り消すことができる。

第三章 退任慰労金

第10条（退任慰労金の支給）

- 役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。但し、任期満了後引続き就任した場合は、実際に退任するときその通算の在任期間分を支給するものとする。
- 2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は理事会の議を経て定めるものとする。

第11条（退任慰労金算出の基準報酬額）

退任慰労金算出に係る基準報酬額は、役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

第12条（退任慰労金の算出方法等）

役員の退任慰労金は、前条に規定する基準報酬額に役員種別及び在任期間ごとの割合を理事会の議を経て定め、これに乗じて得た額の合計額とする。

- 2 任期満了後引き続き役員に就任した場合の退任慰労金は、役員種別及び在任期間ごとに通算し、それぞれ計算のうえ合算した額とする。
- 3 在任期間は就任から退任までの年数とし、毎年1月20日を起算日として翌年1月19日までを1年として計算する。但し、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。
- 4 1年の間に、常勤役員に在任した期間と非常勤役員又は兼務役員に在任した期間がある場合は、常勤役員として在任したものとして計算する。

第13条（退任慰労金の加給）

特別の事由がある者については、理事会の議を経て前条の退任慰労金に加給して支給することができる。

第四章 旅費

第14条（旅費の支給）

常勤役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。非常勤又は兼務役員が出張した場合には、本規程によることが適当であると認めた場合を除き、原則として学園の関係諸規程を準用する。

第15条（旅費の種類及び旅費額）

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及びその他経費とし、その実費を支給する。

第16条（出張雑費）

出張の性質により、この規則による旅費のほかに当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

第17条（交通費）

交通費は、非常勤役員が理事会等に参加した場合に支給するものとし、その額は1回につき10,000円とする。但し、遠隔地から出席する場合にはその実費を支給することができる。

第18条（旅費規則の準用）

この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項及び出張手続並びに旅費の

支給等について必要な事項は、学園の関係諸規程を準用する。

第19条（雑則）

特別の事情により本規程によることができない場合、又は本規程によることが著しく不適當であると認めた場合は別段の取扱いをすることができる。

又、本規程の実施に関し必要な事項は理事会にて定めるものとする。

第20条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議を経て行なうものとする。

附 則 本規程は平成27年11月9日から施行する。